

即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

規 約	実 施 細 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、即席めん取引における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「即席めん」とは、次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの（かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあつては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡便な調理操作により食用に供するもの（冷凍したもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。）</p> <p>(2) (1)にかやくを添付したもの</p> <p>2 この規約において「即席めん製造業」とは、即席めんを製造する事業をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引する手段として、方法のいかんを問わず、即席めん製造業者が自己の供給する即席めん取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他催物等への招待又は優待を含む。）</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(景品の提供の制限)</p> <p>第3条 この規約に参加する即席めん製造業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限</p>	<p>第1条 即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条に規定する即席めんであるか否かの判定に疑義を生じた場合は、日本即席食品工業公正取引協議会（以下「協議会」という。）の査定に基づき監督官庁の裁定を受けるものとする。</p> <p>(景品類の提供の制限)</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号及び第2項の規定により提供する景品類の解釈等については、『「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』（昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）によるものとする。</p> <p>第3条 規約第3条第1項第2号の規定により提供する景品類の解釈等については、『「一般消費者に対する景品</p>

規 約	実 施 細 則
<p>」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>2 即席めん製造業者は、即席めんの販売を業とするものに対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(協議会の業務)</p> <p>第4条 この規約の目的を達成するため、日本即席食品工業公正取引協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 協議会は、この規約に参加する事業者及び「即席めんの表示に関する公正競争規約」に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>3 協議会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) この規約の内容を周知徹底させること。</p> <p>(2) この規約に関し、会員若しくは非会員の相談に応じ、又は会員を指導すること。</p> <p>(3) この規約に違反する疑いがある事実を調査すること。</p> <p>(4) この規約に違反する者に対し、措置を講ずること。</p> <p>(5) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第5条 協議会は、前条第3項第3号の調査をするため、関係人又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができること。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、その会員に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨又は当該行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 協議会は、前項の規定による警告を受けた会員がその警告に従っていないと認めるときは、当該会員に対し、必要な措置を講ずるよう消費者庁長官に求め、又は50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をすることができる。</p> <p>3 協議会は、第1項の規定による措置をし、又は前項の規定により違約金を課し、若しくは除名処分をする措置をしたときは、その旨を消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(実施細則等の制定)</p> <p>第7条 協議会は、この規約の実施又は協議会の組織及び運営に関する事項について、実施細則又は協議会規則を定めることができる。ただし、法令又はこの規約に抵</p>	<p>類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』(昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第6号)によるものとする。</p> <p>(協議会の業務)</p> <p>第4条 規約第6条の規定による違反者に対する文書による警告は、理事会の議を経て行うものとする。</p> <p>2 文書による警告を受けた者は、再び行ったときは、理事会の議を経て、消費者庁長官に必要な措置を求め、違約金を課し、又は除名処分を決定するものとする。</p>

規 約	実 施 細 則
<p>触するものであってはならない。</p> <p>附 則 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>附 則 この細則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>